

いじめ防止基本方針



平成 26 年 6 月 3 日作成

令和 7 年 4 月 1 日改訂

大阪市立明治小学校

大阪市立明治小学校「いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針

- 「いじめ防止対策推進法第2条」に基づき、「いじめはどの学校・学級でも起これ得る」という認識のもと、「互いに尊重し合い、よりよい学校生活を過ごそうとする集団育成」をめざし、「大阪市立明治小学校 いじめ防止基本方針」を策定する。

「いじめの未然防止」を最優先に取り組むとともに、いじめ事象に対しては早期の発見と解決をめざすべく、基本方針のポイントとして以下の点を掲げる。

- ① 「いじめを絶対に許さない」という強い意識を学校全体で高める。
- ② 教育活動全体において人間尊重の精神を基盤に、自尊心と他者を敬う心と態度を育てる取り組みを充実させる
- ③ 学期に1回、いじめに関するアンケートを実施したり、保護者や地域と密に連携を図ったりして、正確な情報を共有し合うことにより、未然防止及び早期の発見・解決に役立てる。

3. いじめの未然防止の取り組み

- 「いじめにおいては、どの児童も被害者や加害者になり得る」という認識のもとに、「どの児童にもいじめに向かわせない」ことをめざすべく、未然防止において、全ての教職員が以下の点に重点的に取り組む。

（1）授業改善等

- ① 児童一人ひとりに応じたきめ細やかな指導にあたるべく、T.Tや少人数指導等、授業形態を工夫した学習を展開する。

- ② 「わかる授業」の構築をめざし、学習指導材の工夫・開発に努める。
- ③ 教員の指導力向上を図るべく、校内で授業研究を複数回実施する。
- ④ 家庭状況や学習面で配慮が必要な児童には、放課後や長期休業を利用して自主学習・補充学習の支援を行う。

(2) 自己肯定感の高揚

- ① 教育活動において、児童が主体的に取り組む経験を積み重ねることにより、互いを尊重し合ったり、心のつながりを感じ取ったりできるようとする。
- ② 児童個々に達成感を味わわせるべく、学級活動・児童会活動・委員会活動・クラブ活動の活性化を図る。
- ③ 積極的に体験活動を取り入れることにより、自他を理解する力を身につけることができるようとする。

(3) 「いじめを見逃さない・許さない」強い意識の醸成

- ① 全教職員で「他者の心身を傷つける行為を許さない意識と指導」の共有を徹底する。
- ② 全ての教育活動を通じて道徳教育ならびに生活指導を積極的に推進し、児童の自尊心と他者を敬う心を養い、実践的な態度を育成する。
- ③ 性に関する教育、防災・減災教育等を通して、生命の尊重と他者に対する思いやりの気持ちを育む。
- ④ スマートホン、インターネットの正しい使い方をはじめ、児童のみならず保護者・地域全体で正しい情報モラルを身に付けるように取り組む。

4. いじめの早期発見の取り組み

- 「いじめは、周囲の大人が気づきにくい場面や形から始まるもの」という認識のもと、些細な兆候の段階で「いじめかもしれない」と疑いをもち、隠蔽・軽視することなく全ての教職員は積極的に関わっていく。

- ① 学級担任と、当該学級に関わる教員とが連携を密に図り、きめ細やかな指導ができる体制を強化し、児童の些細な変化に気づき対応できるようとする。

- ② いじめかもしれないと気づいたら、本校の「学校安心ルール」（特に「他の子に対して」の項目）に基づき、その段階に応じた対応を迅速に行う。
- ③ 保護者からの相談を受けやすい関係を日常から構築することに努め、家庭によるいじめについての気づきに対して迅速に対応できるようにする。
- ④ 各学期に1回、いじめに関するアンケートを全学年において実施し、早期発見に努める。
- ⑤ 必要に応じて、関係諸機関、専門家（SC、SSW、スクールロイヤーズ等）との連携を図る。

5. いじめの早期解決の取り組み

- いじめ事案が発生・発見された際は、事案に対して組織的に対応する。教育的な配慮の基に、被害児童の尊厳を守るとともに、加害児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。指導にあたっては、形式的な謝罪や責任を問うのではなく、社会性・道徳心及び人格の向上と育成を主眼に据えた指導とする。

- ① 全教職員で組織的にいじめ事象の解決に向けて取り組む。
※いじめ事案を報告する体制
学級担任・当該児童に関わる教職員→生活指導部⇒管理職⇒学校全体
- ② 学校全体で、いじめ事案の発生から現在に至るまでの経緯に関する情報の共有を図る。情報の取扱に細心の注意を払い、適切な対応を図る。
- ③ 家庭及び地域・関係諸機関との連携を密に図る。児童や保護者との教育相談には丁寧に応じる。
- ④ いじめ事案に対して傍観者がいる際は、状況に応じた適切な指導を行う。また、人権教材・道徳科教材を活用して、学級全体でいじめ事案に対して見つめ直す機会を作る。

6. いじめ事案に関する校内組織（組織の長は校長とする）

- ◎いじめ対策委員会①（月1回開催、全体会）
 - ・児童の問題行動や課題、いじめの疑いに関する情報等の発信・収集・記録及び対応方針の共有を図る。

◎いじめ対策委員会②（必要に応じ隨時開催、ケース会議）

（校長・教頭・教務主任・養護教諭・生活指導部長・特別支援学級主任・該当学年担任）

- ・いじめの疑いに関する情報があった場合は、ケース会議を開き、迅速且つ正確な情報の収集と共有、対応策（指導・支援の方針の決定、保護者及び地域・関係諸機関との連携のあり方）を検討する。

7. いじめ防止に関する年間計画

① 調査等

- ・いじめアンケート調査（学期に1回・児童が対象）
- ・学校教育アンケート（年に1回、児童・保護者が対象）

② 研修等

- ・生活指導研修会
- ・人権教育研修会
- ・特別支援教育研修会
- ・外国人教育研修会
- ・授業研究会

8. 保護者・地域及び関係諸機関との連携

- ① 学年だよりや学校だより、学校HP等を通して、保護者・地域に情報を発信し、「いじめを許さない学校づくり」の啓発活動を行う。
- ② 学校協議会において、児童の学校内外の様子を委員と共有し、地域ぐるみで児童の健全育成をめざす。
- ③ スクリーニング会議等にて、関係諸機関との連携を図る。
- ④ 児童及び保護者からのいじめ等に関する相談を受け付ける「いじめSOS通報」、「LINEによる相談窓口」、こども相談センター「電話教育相談」、「24時間こどもSOSダイヤル」等について、児童及び保護者に周知する。

9. 取組内容の検証

- 「いじめアンケート調査」「学校教育アンケート」「運営に関する計画」の結果や評価から、組織的に取組内容を検証し、学校協議会において意見を求ることを通じて、未然・再発防止に努める。

10. 重大事態への対処

重大事態の定義

- ◆いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ◆いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(いじめ防止対策推進法)

- 重大事態が発生した際は、速やかに教育委員会に連絡し、連携を図り、事実関係を明確にするための調査及び対応を行う。
 - ① 関係児童等から事実関係を明確にするための聞き取り調査を行い、得た情報の記録と精選及び全教職員で情報を共有し、学校の対応方針を打ち出す。
 - ② 管理職は教育委員会に事案の経緯と学校としての対応策を報告し、連携を図る。
 - ③ 被害児童に対する心身の保護・支援を最優先に考え、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得ながら継続的に支援に努める。
 - ④ 被害児童の保護者に対しては、「心理的支援」を根底にして、明らかになった事実を的確に伝え、誠意ある対応を心がける。
 - ⑤ 加害児童に対しては、形式的な謝罪や責任を問うのではなく、社会性・道徳心及び人格の向上と育成に向けた指導にあたる。必要に応じて、別室指導や出席停止等の措置を講じ、被害児童が安心して学校生活を過ごし、教育を受けることができるような環境整備を図る。さらに深刻な場合は警察との連携を視野に入れて指導にあたる。
 - ⑥ 加害児童の保護者に対しては、明らかになった事実を的確に伝え、学校と家庭が協力して、健全育成に向けて取り組んでいく指導の方向性等を助言する。
 - ⑦ 全校朝会での講話において、「いじめは絶対に許されない」指導を行い、全児童がいじめ行為の誤りについて考える機会を設ける。
 - ⑧ 教職員は、重大事態が生じたことを重く受け止め、自らの人権意識を高めるべく研修会に積極的に参加し、再発防止の徹底に努める。

いじめへの対応の流れ

